

和歌山縣報

第三百三十五號

大正二年十二月十八日

○縣令

○和歌山縣令第六十四號

明治三十九年四月縣令第十六號貸座敷營業取締規則中左ノ通改正ス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

第一條ヲ左ノ通改ム

第一條 貸座敷營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ妻ニ在リテハ民法第十七條ノ場合ヲ除クノ外夫、未成年者、禁治產者ニ在リテハ法定代理人、準禁治產者ニ在リテハ保佐人ノ連署ヲ要ス

一、本籍、住所、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ其ノ名稱、所在地、代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日及定款寫

二、營業ノ場所

三、營業用家屋全部ノ平面、正面、側面圖並用途ヲ記載セル間取配置圖(縮尺五十分一)及構造仕様書

四、樓名又ハ屋號アルモノハ其ノ名稱

五、工事落成期限

許可ヲ受ケタル後妻ト爲リ又ハ禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ夫ノ許可書又ハ法定代理人、補佐人ノ同意書ヲ所轄警察官署ニ差出スヘシ但シ民法第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

相續ニ因リ營業ヲ繼承セムトスルトキハ相續確定ノ日ヨリ十日以内ニ第一項第一號、第二號、第四號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

相續確定後前項ノ期間内ニ届出ヲ爲ササルトキハ之ヲ廢業シタルモノト看做ス

相續不確定ノ場合ニ於テ所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ管理人ノ選定ヲ命スルコトヲ得

既設ノ營業所ヲ讓受ケ營業ヲ爲サムトスル者ハ第一項第一號、第二號、第四號ノ事項ヲ具シ前營業者連署ノ上所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二條ヲ左ノ通改ム

第二條 營業所ヲ移轉シ又ハ支店ヲ設ケ若ハ營業用家屋ノ改築、増築又ハ間取ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ前條第一項第二號乃至第五號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ間取變更ノ場合ハ平面、正面、側面圖ノ添付ヲ要セス

第三條第一項中「許可セス」ヲ「許可セサルコトアルヘシ法人ノ代表者又ハ法定代理人、補佐人、管理人ニ付亦同シ」ニ改メ但シ書ヲ削除シ第一號中「詐欺取財」以下ヲ「賭博、畧取誘拐、詐欺、恐喝、横領及贓物ニ關スル罪、犯人藏匿ノ罪」ニ改メ同條第二項中「其ノ營業ヲ禁止シ」ヲ「其ノ營業ノ許可ヲ取消シ」ニ改メ「停止スル」ヲ「停止ヲ命スル」ニ改ム

第五條ヲ左ノ通改ム

第五條 營業用家屋ノ構造、設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一、建物ハ平屋又ハ二階建ニシテ外観上目立ツヘキ異様若ハ華美ノ構造、裝置又ハ設備ヲ爲スヘカラサルコト
- 二、他ノ建物トノ間ニハ適當ノ防火壁ヲ設クルカ又ハ一間以上ノ間隔ヲ保ツコト
- 三、客室及炊事場ハ光線ノ射入空氣ノ流通ニ便ナラシムル爲適當ノ設備ヲ爲スコト
- 四、客室ハ道路又ハ公衆ノ通行シ得ル場所ヨリ見邊シ得サル様構造スルコト
- 五、客室ト客室又ハ他ノ室トノ境界ハ壁、襖又ハ板戸ヲ用井ルコト
- 六、客室ノ天井ノ高サハ床上八尺以上トシ各室四疊半ヲ下ラサルコト
- 七、客室ニハ各異リタル鎖鑰ヲ付シ容易ニ取外ツスコトヲ得サル戸ノ裝置アル押入又ハ容易ニ運搬スルコトヲ得サル箆筒ノ類ヲ設クルコト但シ別ニ客ノ所持品ヲ保管スヘキ設備アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 八、二階客室十坪以上二十坪未滿ノモノハ階段二箇以上ヲ設ケ二十坪以上ハ二十坪迄ヲ増ス毎ニ階段一箇以上ヲ増設スルコト
- 九、階段ハ幅内法三尺以上蹴上六寸以下踏面八寸以上ニシテ裏板ヲ張り堅牢ナル手摺ヲ附シ勾配一尺ニ付八寸八分ヲ超ヘサルコトヲ要ス但シ壁其ノ他固定ノ物体ニ接觸シ昇降ニ危険ナキ場合ハ手摺ヲ設ケサルコトヲ得
- 十、炊事場及浴場ハ平屋建別棟トシ火焚場ハ相當ノ防火裝置ヲ爲シ烟突ヲ設クルトキハ他ノ建物トノ間ニ九尺以上ノ距離ヲ存シ且ツ屋上六尺以上ヲ突出セシメ煤煙ノ客室又ハ炊事場

ニ達セサル様相當ノ設備ヲ爲スコト

十一、屋内適宜ノ場所ニ消毒所ヲ設ケ相當ノ器具、藥品ヲ設備スルコト

十二、便所及消毒所ハ客室及炊事場ニ臭氣ノ及ハサル場所ニ設ケ換氣裝置ノ窓牖ヲ設クルコト

十三、炊事場、便所並浴場ノ地盤ハ三寸以上ヲ高クシ石、敲キ、煉瓦其ノ他不滲透質ノ材料

ヲ以テ構造シ相當ノ勾配ヲ設クルコト

十四、便所及消毒所ノ汚物ニ觸ルル部分ハ不滲透質ノ材料ヲ用非テ構造スルコト

十五、浴場ハ外部ヨリ見透シ得サル様構造スルコト

十六、客ニ供スル枕、敷布團及上布團ノ襟部ハ清潔ナル白布ヲ以テ被覆スルコト

十七、貸衣類ハ清潔ナルモノヲ用弁ルコト

十八、客ニ共用セシムルノ目的ヲ以テ便所、浴場其ノ他ノ場所ニ手拭ノ類ヲ備ヘサルコト

第五條ノ次ニ左ノ五條ヲ加フ

第五條ノ二 客室二十坪以上ナルトキハ非常口ヲ設クヘシ

非常口ハ幅内法五尺以上高サ五尺八寸以上ニシテ扉ハ外開キ戸又ハ引戸ト爲シ其ノ戸締ハ内部ニ之ヲ設ケ容易ニ之ヲ開クコトヲ得ヘキ裝置ヲ爲スヘシ但シ場所ノ狀況並構造ノ模様ニ因リ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ之ヲ設ケサルコトヲ得

非常口ニハ堅二尺以上幅五寸以上ノ黒板ニ非常口ト白書シタル標札ヲ掲ケ夜間ハ標燈ヲ点スヘシ但シ標燈ハ赤色ノモノニ限ル

第五條ノ三 客室二十坪以上ナルトキハ適當ノ消火具又ハ消火劑ノ類ヲ供ヘ毎月一回其ノ機能

ヲ試験スヘシ

所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時前項ノ試験ヲ行ハシムルコトヲ得

第五條ノ四 階段又ハ廊下若ハ樞要ナル出入口ニ沿ヒタル場所ニ於テ燈具若ハ油類ヲ藏置シ又ハ其ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ス

第五條ノ五 石油ヲ用井ル燈具ヲ使用スルトキハ其ノ油壺ハ金屬製ニシテ墜落又ハ轉倒ノ虞ナキ裝置ヲ爲スヘシ

第五條ノ六 出火、近火其ノ他ノ變災アルトキハ速ニ其ノ旨客ニ警告シ保護ヲ怠ルヘカラス

第六條中「得ス」ノ下ニ「其ノ裝置及設備ヲ變更シタルトキ亦同シ」ヲ加ヘ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第六條ノ二 所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ營業用飲料水ノ水質檢査ヲ行ヒ若ハ所轄警察官署ノ指定シタル者ノ水質檢査成績書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第八條ヲ左ノ通改ム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一、營業用家屋ノ新築、改築工事落成期限後三ヶ月ヲ經ルモ尙落成セサルトキ

二、營業許可ノ後正當ノ理由ナクシテ三ヶ月以内ニ開業セヌ又ハ開業後三ヶ月以上休業シタルトキ

三、法定代理人欠缺シ若ハ夫ノ許可又ハ法定代理人ノ同意ヲ取消サレタルトキ

四、第一條第二項ニ據ル許可書又ハ同意書ヲ差出サヌ又ハ同條第五項ニ據リ管理人ノ選定ヲ命セラレタル場合ニ外テ之ヲ選定セサルトキ

五、第七條ノ處分ニ從ハヌ又ハ本則ニ違反シタル爲處分ヲ受ケ尙改悛ノ狀ナキトキ

第九條ヲ左ノ通改ム

第九條 營業者自ラ其ノ營業ヲ管理シ難キ場合又ハ支店ノ營業ヲ管理セシムトスルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受タヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條ニ左ノ三項ヲ加フ

前項ノ雇人ニシテ飲食物ノ調理又ハ其ノ取扱若ハ客ノ接遇ニ干係セシムル者ナルトキハ結核、癩、梅毒其ノ他傳染性疾患ナキ旨ヲ証明シタル醫師ノ診斷書ヲ添付スルコトヲ要ス

所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時前項診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ所轄警察官署ハ醫師ヲ指定スルコトヲ得

第十一條ヲ左ノ通改ム

第十一條 第三條第一項第一號乃至第四號、第六號ニ該當スル者ヲ雇人ト爲スコトヲ得ス

雇人ニシテ公安風俗又ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムル者アルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ解雇ヲ命スルコトヲ得

第十二條第二號中「第一條」ノ下ニ「第一項」ヲ加ヘ「第三號中」又ハ「ヲ削リ」復業」ノ下ニ「又ハ法人ノ解散シタルトキ」ヲ加ヘ第四號ヲ左ノ通改ム

四、夫又ハ法定代理人、補佐人、法人ノ代表者ニ異動ヲ生シ又ハ管理人ヲ廢止シタルトキ

第十三條第六號、第十二號ヲ左ノ通改メ左ノ三號ヲ加フ

六、所轄警察官署又ハ其ノ警察官吏ノ承認ヲ受ケスシテ遊興費其ノ他ノ代償又ハ擔保トシテ客ノ所持品ヲ領置シ又ハ他人ヲシテ領置セシメサルコト

十二、休業中ノ娼妓ヲ客席ニ待セシメ又ハ娼妓ニ非サル者ヲシテ娼妓ニ紛ハシキ行爲ヲ爲サシメサルコト

十三、客ニシテ疾病ニ罹レルトキハ醫療藥餌等其ノ需ニ應シ懇切ニ取扱フヘキコト

十四、結核、癩、梅毒其ノ他傳染性疾患アリト認ムル客ニ供シタル食器、寢具、衣類等ハ適當ノ消毒ヲ行ヒタル後ニ非サレハ他ノ客ニ供セサルコト

十五、便所ハ毎日掃除シ時々防臭劑ヲ撒布シ且ツ消毒藥ヲ混入スルコト

第十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十三條ノ二 營業者ハ娼妓一人毎ニ貸借計算簿ヲ調製シ一切ノ貸借關係ヲ記載シ異動アル毎ニ其ノ記入ヲ爲スヘシ

前項ノ簿冊ハ其ノ副本ヲ作り之ヲ娼妓ニ交付シ異動アル毎ニ其ノ記入ヲ爲スヘシ

所轄警察官署ハ前二項ノ貸借計算簿及其ノ副本ヲ檢査セシメ必要ノ事項ヲ指示セシムルコトヲ得

第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十一條ノ二 組合取締人不適當ナリト認ムルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ改選ヲ命スルコトヲ得

第二十二條、第二十三條ヲ左ノ通改メ其ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第二十二條 本則第一條第一項、第五項、第二條、第四條、第五條ノ二第二項、第五條ノ三第一項、第五條ノ四乃至第五條ノ六、第六條、第九條、第十條第一項、第十二條、第十三條、第十三條ノ二第一項、第二項、第十四條乃至第十六條ニ違反シタル者又ハ營業停止ヲ命セラ

レタル場合ニ於テ營業ヲ爲シ又ハ第五條ノ三第二項、第六條ノ二、第七條、第十條第三項、第十一條第二項ノ處分ニ從ハサル者又ハ第十三條ノ二第三項ノ検査ヲ拒ミ又ハ指示ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十三條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照ラシ之ヲ罰ス但シ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第二十四條 家族、雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニ付テハ第二十二條ノ罰則ハ之ヲ營業者ニ適用ス

第二十五條 未成年者、禁治産者ノ法定代理人及法人ノ代表者又ハ管理人ハ第二十二條及前條ノ適用ニ付テハ之ヲ營業者ト看做ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ營業者ニシテ本則規定ノ構造、設備ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ一年六箇月以内ニ相當ノ設備ヲ爲シ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ但シ第五條第二號、第六號、第九號、第十號、第十三號ノ規定ニ付テハ其ノ家屋ノ改築又ハ大修繕ヲ爲ス迄之ニ據ラサルコトヲ得

○和歌山縣令第六十五號

明治四十二年六月和歌山縣令第三十號市町村立小學校教員加俸給與細則第六條ヲ左之通改正ス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川 村 竹 治

第六條左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ郡市長ハ之ヲ知事ニ上申スヘシ

一、市町村立小學校教員加俸令第三條ニ該當スト認メタル者

二、市町村立小學校教員加俸令第六條第二項ニ該當スト認メタル者

三、市町村立小學校教員加俸令第七條第四項ニ該當スル者

四、市町村立小學校教員加俸令第七條第一項乃至第三項及本則第五條第一項又ハ第二項前段ニ

該當スル者

前項第一號ハ毎年四月一日現在ノ調査ニ依リ全月三十日限第二號ハ直ニ第三號ハ事由ノ發生スヘキ前月末日限第四號ハ其ノ任用休退轉任ノ内申又ハ學級變更ト同時ニ上申スヘシ

○ 告 示

○和歌山縣告示第四百〇五號

荷車取締規則第十條第二項ニヨリ左記ノ場所ヲ指定ス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川 村 竹 治

記

一 東牟婁郡新宮町字廣角真如寺下丁字路(俗ニ沙ノ見ト稱ス)ヨリ廣角峠ニ至ル坂路四百八拾

間

○和歌山縣告示第四百〇六號

那賀郡北野上村役場位置ハ今般大字原野參百六拾貳番地ニ變更セリ

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

○和歌山縣告示第四百〇七號

群馬縣多野郡上野村役場本年十二月二日火災ニ罹リ書類焼失ニ付同日以前同役場ニ對シテ爲シタル照會又ハ願届等ノ事件ニシテ應答未濟ノモノハ大正三年一月三十日迄ニ更ニ其ノ手續ヲ爲スヘキ旨同縣ヨリ通知アリタリ

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

○和歌山縣告示第四百〇八號

左記自轉車鑑札紛失ノ旨届出ニ依リ自今無効トス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

鑑札番號

紛失年月日

住所 氏名

東第一三九號

大正二年十一月四日

東牟婁郡新宮町 佐藤徳次郎

○和歌山縣告示第四百〇九號

左記自轉車鑑札紛失ノ旨届出ニ依リ自今無効トス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

鑑札番號

紛失年月日

住所 氏名

東第一〇五號

大正二年十一月廿五日

東牟婁郡新宮町七六九八番地 弓倉義雄

○和歌山縣告示第四百十號

日高郡御坊町大字御坊九十番地
開業産婆 栗田 きち
右今般東京市牛込區通寺町二十二番地へ轉住ノ旨ヲ以テ願出ニ依リ本日和歌山縣産婆名簿ノ登錄
ヲ取消ス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事 川村 竹治

○和歌山縣告示第四百十一號

那賀郡田中村大字打田四百九十二番地
開業産婆 千田 富 ゑ
右今般婚姻ノ旨ヲ以テ願出ニ依リ本日左ノ通和歌山縣産婆名簿ヲ訂正ス
和歌山縣知事 川村 竹治

大正二年十二月十八日

那賀郡田中村大字打田九百七十八番地
木村 富 ゑ

○和歌山縣告示第四百十二號

一 死 亡

那賀郡上岩出村大字中迫五百十七番地
開業産婆 東 おさよ
那賀郡田中村大字打田百七十九番地
開業産婆

一廢業

右今般頭書ノ事由ヲ以テ願出ニ依リ本日和歌山縣產婆名簿ノ登錄ヲ取消ス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事

川村竹治

岩田 〇

○和歌山縣告示第四百十三號

大正二年十二月十六日左記耕地整理組合ノ設立ヲ認可セリ

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事

川村竹治

記

一、組合ノ名稱 那賀郡上、下神野村第二耕地整理組合

一、組合ノ區域 那賀郡猿川村大字今西、同郡上神野村大字桂瀬高畑、赤木、鎌瀧、三尾川、大角、津川、同郡下神野村大字神野市場ノ一部

○和歌山縣告示第四百十四號

大正二年通常縣會議事結了ニ付本月十七日閉會ス

大正二年十二月十八日

和歌山縣知事

川村竹治

○通牒照會

○通牒

○官第一九〇六號

大正二年十二月十八日

知事官房

郡市役所 御中
町村役場

大正元年本縣々勢一班今般刷成ニ付左記ノ通郡市役所へ發送セシニヨリ町村役場ニアリテハ郡役所ヨリ交付ヲ受ケラルヘシ

記

郡市役所 各二部
町村役場 各一部

○ 辭 令

○大正二年十二月十五日

那賀郡田中尋常高等小學校訓導兼校長 千田 稔

願ニ依リ那賀郡田中村立實科高等女學校長兼職ヲ免ス

○大正二年十二月十六日

月俸參拾八圓ヲ給ス 縣立和歌山高等女學校教諭 林 昇太郎

六級俸ヲ給ス 縣立和歌山高等女學校助教諭 藤 田 八 重

○ 彙 報

○ 衛 生

○神奈川縣及兵庫縣ニ於ケル其後ノ狀況左ノ如シ（大正二年十二月十七日和歌山縣警察部衛第七六

(二五號)

神奈川縣有菌鼠

番 號

發見決定月日

員 數

所 在

捕 要

一二四號

十二月九日決定

一

橫濱市(出所不明)

中井派出所買取鼠

一二五號

十二月十日決定

二

全西戶部町一、五〇九

一二七號

全十一日決定

一

全西戶部町一九〇太田真藏方

一二八號

全十二日決定

一

全(出所不明)

計

六

兵庫縣有菌鼠

番 號

發見決定月日

員 數

所 在

捕 要

一一〇號

十二月八日決定

二

神戸市磯上通七丁目一六

一一一號

全

一

全上四丁目空地ニテ拾得

自一二三號

全

三

全上七丁目

一二六號

十二月十日決定

一

神戸市八幡通五丁目ニテ拾得

一二七號

十二月十日決定

一

全雲井通七丁目ニテ拾得

自一二八號

全

三

全御幸通六丁目

至一一三〇號

全十一日決定

一

全磯上通七丁目六、人見サキ方

一三三
計
累計

全

一三三
一三三

全上二二八、高下佐五郎方

○ 觀 象

大正二年自十二月十三日至十二月十五日氣象（和歌山地方測候所觀測）

種 目	十二月十三日		十二月十四日		十二月十五日	
	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
平均氣壓	七七〇純四	七六三純一	七六六純五	七六八純一	七五五純八	七六八純九
平均氣溫	七度一	一一度八	七度八	七度〇	一〇度一	五度三
最高氣溫	一三度四	一四度九	一四度五	九度一	一二度二	七度八
最低氣溫	二度九	七度五	一度四	五度七	八度二	三度〇
最多風向	北東	西北四	北西	西北西	北	北東
平均風力	二米九	四米〇	三米〇	六米一	三米八	四米〇
天 氣	曇	晴	晴後曇	晴	雨	曇
降水量			〇耗四		一八純三	
記事雜象	朝間並ニ午後三時 半微寒		風雨強カル可シ夕 刻縣下南部東部ナ 警戒ス夜間降雨		終日降雨	五時廿分縣下全部 へ風雨強カル可シ ノ警報ヲ發ス

大正二年十二月十七日印刷
大正二年十一月十八日發行
創刊日六月九日十二月十五日十八日二十一日二十七日三十日發行

和歌山縣知事官房

和歌山市北休實町六番地
和歌山市北休實町六番地

(明治三十四年五月八日第三種郵便物認可)

大正二年十二月十八日

和歌山縣報第百三十五號附錄

町村稅率豫算調查表
町村吏員數報酬給料豫算調查表

大正二年度海草郡各町村稅率豫算調查表

町村名	附 加							特別稅
	地租附加稅	所得稅割	國稅營業割	賣藥營業割	戶別割	縣稅營業割	同雜種割	
町村名	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
加太町	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	7,700.00	4,000.00	4,000.00	(一反步二付)
西脇野村	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	3,000.00	3,500.00	3,500.00	
木本村	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	4,700.00	5,000.00	5,000.00	
貴志村	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	3,900.00	3,000.00	3,000.00	
松江村	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	4,690.00	3,000.00	3,000.00	
野崎村	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,000.00 不均 最高 8,000 最低 6,000		5,000.00	5,000.00	
楠見村	1,000.00 1,000.00 2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	4,100.00	5,000.00	5,000.00	

宮村	鳴神村	西和佐村	和佐村	川永村	山口村	紀伊村	直川村	有功村
其他宅 、三、二三八	其他宅 、二、〇九〇	其他宅 、二、一〇八	其他宅 、二、二四八 、二、六九四	其他宅 、二、〇九〇	其他宅 、二、〇九〇	其他宅 、二、〇九〇	其他宅 、二、〇〇八 、三、三五一	其他宅 、二、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、二四〇	、一五〇	、〇九〇	、二一〇	、一五〇	、一六八	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、二四〇	、一五〇	、二一〇	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一五〇
		、〇五〇		、〇五〇	、〇五〇		、〇五〇	
四、〇五七	四、八二〇	八、〇〇〇	四、三五〇	二、九〇〇	四、三五五	三、三〇〇	七、〇三〇	四、八六三
〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、三五〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、七〇〇	〇〇〇、五〇〇
〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、三五〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、七〇〇	〇〇〇、五〇〇

宮前村	紀三井寺村	和歌浦町	雜賀崎村	雜賀村	湊村	岡町村	中之島村	四箇鄉村
其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅
二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇	二、二〇〇、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
		〇、五〇		〇、三〇		〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇
二、四九四	三、六六〇	五、一九〇	五、一五〇	九、〇〇〇	三、六三〇	不均 〇、九〇(村全体) 一、七〇(東學區) 一、一三〇(西學區)	一、二三三	四、六七六
〇〇五	〇〇五	〇〇四	〇〇五	〇〇七	〇〇五	〇〇五	〇〇四	〇〇八
〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇七	〇〇五	〇〇五	〇〇四	〇〇八

大崎村	鹽津村	加茂村	仁義村	巽一村	大野村	内海村	日方町	黒江町
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九三	二〇、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、一〇〇	、一〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
	、〇五〇		、〇五〇			、〇五〇		、〇五〇
四、五五〇	五、一〇〇	五、一〇〇	四、三三三	四、七九〇	五、八七〇	五、二五五	八、九〇〇	七、三六〇
、五〇〇	、八〇〇	、六〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、七〇〇
、五〇〇	、七〇〇	、六〇〇	、四〇〇	、四〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、四〇〇

大正二年度那賀郡各町村稅率豫算調查表

町村名	附加稅							特別稅		
	地租附加稅	所得稅割	國稅營業割	賣藥稅割	鑛產稅	戶別割	縣稅營業割	同雜種割	山林稅	興業稅
濱中村	宅 其他 、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	五、八〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	
椒村	宅 其他 、〇九〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	六、八〇〇	、六〇〇	、六〇〇	、六〇〇	
平均	宅 其他 、〇八九	、一五二	、一五二	、一五二	、〇四九	四、九四四	、五四	、四七		
池田村	地租一圓二付 宅 其他 、二六四	、一六八	、一六八	、一六八	、〇五〇	六、四七七	、五〇〇	、五〇〇	百圓二付	
長田村	宅 其他 、〇九〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	四、八六六	、四〇〇	、四〇〇		
粉河町	宅 其他 、〇九〇	、一五四	、四〇〇			最高四、六〇〇 最低、二六〇	、四〇〇	、四〇〇		
王子村	宅 其他 、一〇八	、一五〇	、一五〇			七、二〇〇	、七〇〇	、六五〇		

調月村	奥安樂川村	安樂川村	龍門村	麻生津村	名手村	上名手村	川原村	狩宿村
宅其他	宅其他	宅其地	宅其他	宅其他	宅其他	宅其他	宅其他	宅其他
、一五〇 、三五〇	、二〇〇 、二〇九	、二〇〇 、二〇九	、一〇〇 、一〇〇 、二五八	、二〇〇 、二〇九	、二〇〇 、二〇九	、二〇〇 、二〇九	、二〇〇 、二〇九	、二〇〇 、二〇九
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
			、〇七〇	、〇七〇				、〇五〇
六、一六五	六、三四七	三、四七八	九、〇六五	五、五九一	三、六六六	五、四〇〇	五、六六五	四、一〇〇
、四〇〇	、三五〇	、五〇〇	、六〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、三五〇	、五〇〇	、五〇〇
、四〇〇	、三五〇	最高 最低 、五〇〇 、二〇〇	、六〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、三五〇	、五〇〇	、四五〇

岩出町	上岩出村	根來村	山崎村	田中村	九瀬村	中貴志村	西貴志村	東貴志村
宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他
〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇	〇、二〇〇 〇、〇九〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、六八〇	一、五〇〇	一、六八〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、六八〇	一、五〇〇	一、六八〇
〇、五〇〇								
六、二六八	四、一〇〇	五、二六〇	四、六五九	五、六六〇	五、二二一	三、九六一	三、五五〇	六、三六〇
〇、三五〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、五〇〇	〇、五〇〇	〇、五〇〇
〇、三五〇	〇、〇〇〇	〇、四〇〇	〇、〇五〇	〇、五〇〇	〇、五〇〇	〇、五〇〇	〇、五〇〇	〇、五〇〇
								演劇 其他 八、〇〇〇

小倉村	中野上村	南野上村	東野上村	北野上村	小川村	下神野村	上神野村	猿川村
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇	、〇九〇
、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇
、一五〇	、一四〇	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一六八
、一五〇	、一四〇	、一五〇	、一五〇	、一八六	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一六八
	、〇五〇		、〇五〇					
四、六七八	五、〇九四	六、〇七六	四、四三四	四、九四三	五、六七一	六、三五〇	九、四五五	一三、七五五
、三五〇	、四〇〇	、四五〇	、四〇〇	、三五〇	、四〇〇		、五〇〇	、五〇〇
最低						最高		不均
、三〇〇	、四〇〇	、四五〇	、四〇〇	、三五〇	、四〇〇	、三、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇

大正二年度伊都郡町村稅率豫算調查表

橋本町	町村名	附加稅					稅			特別稅
		地租附加稅	所得稅割	國稅營業割	賣藥稅割	鑛業稅割	戶別割	縣稅營業割	同雜種割	
宅 其他	地租一圓三付 本稅一圓二付 全上	、〇九〇 〇、二一〇	、一五〇	、一五〇	〇、〇五〇	試掘、〇三〇 全上 均不 七、九五〇	、三〇〇	、四〇〇	山採稅 百圓二付	
宅 其他	長谷毛原村	、〇九〇 〇、二一〇	、一五〇	、一五〇	〇、〇五〇	四、九六一	、三〇〇	、三〇〇		
宅 其他	眞國村	、〇九〇 〇、二一〇	、一五〇	、一五〇		五、九〇五	、三五〇	、三三〇		
宅 其他	志賀野村	、〇九〇 〇、二一〇	、一五〇	、一五〇		五、八〇一	、二〇〇	、二〇〇		
宅 其他	細野村	、〇九〇 〇、二一〇	、一五〇			五、三七〇	、三五〇	、三五〇		
宅 其他	稱淵村	、〇七〇 〇、二二〇	、一五〇	、一五〇		八、八〇八	、三〇〇	、三〇〇	自營賣買共 三〇〇	
宅 其他	平一均	、〇九三 〇、二〇七	、一五五	、一四九	〇、〇五〇	五、八六一	、四三三	、四九七		

岸上村	端場村	應其村	信太村	高野口町	妙寺町	四鄉村	大谷村	笠田村
其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅
二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇三五	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
					、〇五〇	、〇五〇	、〇五〇	、〇五〇
五、七〇〇	三、五五	七、〇三	七、三八六	七、九四〇	不均 七、六三〇 七、三三〇	一〇、七九	五、一八〇	不均 四、四八 四、八六六
、〇〇〇	、〇〇〇	、〇〇〇	、一五〇	、〇〇〇	、三五〇	、一〇〇	、三〇〇	、五〇〇
、〇〇〇	、〇〇〇	、〇〇〇	、一五〇	、〇〇〇	、〇〇〇	、一〇〇	、〇〇〇	、五〇〇

見好村	九度山町	河根村	學文路村	戀野村	富貴村	隅田村	紀見村	山田村
其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅
二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇
、三〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一〇〇	、一〇〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一〇〇	、一〇〇	、一五〇
、〇五〇	、〇三〇		、〇五〇	、〇五〇		、〇五〇		、〇五〇
採掘、〇七〇	採掘、〇七〇	採掘、〇七〇		試掘、〇三〇				
六、一〇〇	七、五九〇	九、八四〇	五、三七八	不均 一〇、五九	六、六七〇	七、三六一	不均 四、六七〇	六、六〇〇
、五〇〇	、五〇〇	、三五〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、二五〇	、二〇〇	四、〇〇〇
、五〇〇	、五〇〇	、三五〇	其他、四、〇〇〇 演劇、五、〇〇〇	、五〇〇	其他、五、〇〇〇 演劇、五、〇〇〇	、二五〇	、二〇〇	不均 一、五、〇〇〇
			土地賣買 與登記價格 百圓二付 、〇〇〇					、四、〇〇〇
				自營、二、〇〇〇 賣買、三、〇〇〇	自營、二、〇〇〇 賣買、三、〇〇〇			

岸上村	端場村	應其村	信太村	高野口町	妙寺町	四郷村	大谷村	笠田村
宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他
二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇三五	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇		、一五〇	、一五〇
					、〇五〇	、〇五〇	、〇五〇	、〇五〇
五、七〇〇	三、五三五	七、〇三三	七、三八六	七、九四〇	不均 七、六三〇 七、二三〇	一〇、七一九	五、一八〇	不均 四、四〇五 四、六六六
四、〇〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一〇〇〇	、一三〇〇	、一五〇〇
、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一五〇〇	、一〇〇〇	、一三〇〇	、一五〇〇

生石村	田殿村	藤並村	津木村	南廣村	廣村	田柄川村	糸我村	宮原村
其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅	其他宅
二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、二〇〇	、一五〇	、〇五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
				〇、〇〇〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇〇〇	〇、〇五〇
六、五〇〇	七、三五七	九、三八〇	七、〇〇〇	七、三四〇	八、九〇〇	七、〇〇〇	七、四一五	五、一五〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

安 謫 村	八 幡 村	五 村	城 山 村	岩 倉 村	五 西 月 村	鳥 屋 城 村	石 垣 村	御 靈 村
宅 其 他	宅 其 他	宅 其 他	宅 其 他	宅 其 他	宅 其 他	宅 其 他、 一、七、四、二、八	宅 其 他	宅 其 他
二、〇九〇 二、〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇	四〇〇 〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇	二、〇九〇 二、〇〇〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、二〇〇	、一〇〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、二〇〇	、一四〇	、一五〇
、〇五〇				、〇五〇	、〇五〇	、〇五〇		、〇五〇
六、二八九	六、一六〇	六、九〇五	八、四九〇	五、八八〇	六、三三五	五、五七	五、六三五	五、五〇〇
、三〇〇	、三〇〇	、三五〇	、三五〇	、三〇〇	、三〇〇	、五〇〇	、三四〇	、三〇〇
、〇〇〇	、〇〇〇	、三五〇	、三五〇	、〇〇〇	、〇〇〇	、五〇〇	、三四〇	、三〇〇

平均	其他	、一九五	、二八六	、一九	、一八一	、四八三	六、三〇六	、三五三	、三五九
----	----	------	------	-----	------	------	-------	------	------

大正二年度日高郡各町村税率豫算調査表

町村名	附加税										特別税	
	地租附加税	所得税割	國稅	營業割	礦業稅割	賣藥稅	營業割	戶別割	縣稅	雜種割		荒地白石反別割
御坊町	其他	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	、〇五〇	五、五七〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	畑田、三五〇 反別割採取割 反別割
松原村	其他	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	、〇五〇	四、九〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	
和田村	其他	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	、〇五〇	五、三四八四三	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	
三尾村	其他	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	、〇五〇	五、四〇五	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	
比井崎村	其他	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	、〇五〇	五、一三〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	
志賀村	其他	、二〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、〇五〇	、〇五〇	五、二四	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	

野口村	矢田村	藤田村	湯川村	東内原村	西内原村	由良村	衣奈村	白崎村
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
						、〇五〇		
四、〇〇〇	四、一〇〇	五、七〇〇	四、七三三	東内原 原谷 不均 一 五、七五〇 三 五、一〇六	六、七〇〇	五、五九〇	五、八一五	六、三〇一
、六〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、七〇〇	、八〇〇	、九〇〇
、六〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、七〇〇	、九〇〇	、五〇〇
田畑、 四、三〇〇 四、四〇〇		田畑、 四、四〇〇 四、四〇〇	田、 二、一〇〇					
							許可申 請中 、〇〇〇	

中山路村	上山路村	龍神村	寒川村	川上村	川中村	船着村	早蘇村	丹生村
宅 其他	宅 其他		宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他
〇、二、〇、九〇〇	〇、二、〇、九〇〇		〇、二、〇、九〇〇	〇、二、〇、九〇〇	〇、二、〇、九〇〇	〇、二、〇、九〇〇	〇、二、〇、九〇〇	〇、二、〇、九〇〇
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇 續産	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
	〇、〇、〇		〇、〇、〇		〇、〇、〇	不均	〇、〇、〇	〇、〇、〇
九、三〇〇	不均 東村 二、九、六、三三 宮代六、二〇〇 區學	九、二、一〇〇	七、七、七、六	七、三、三、〇	六、四、四、六	第一學區 二、一、一〇〇 第二學區 二、一、〇〇〇 第三學區 二、一、〇〇〇 第四學區 二、一、〇〇〇	早蘇村 二、七、六 三百瀬 二、八、六、七 共 三、七、七	不均 四、六、七、五、七
〇、五〇〇	〇、三〇〇	〇、五〇〇	〇、四〇〇	〇、三、五〇	〇、三、五〇	〇、四〇〇	〇、五〇〇	〇、三〇〇
〇、五〇〇	〇、〇、〇	〇、五〇〇	〇、四〇〇	〇、三、五〇	〇、三、五〇	〇、四〇〇	〇、五〇〇	〇、三〇〇
								畑田 〇、一、〇、〇〇
		畑田 山宅 林地 〇、〇、〇、〇〇						

眞妻村	切目川村	切目村	岩代村	南部町	上南部村	高城村	清川村	下山路村
宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他
、〇九〇 、二二〇	、〇九〇 、二二〇	、〇九〇 、二二〇	、〇九〇 、二二〇	、二〇八 、三三二	、〇九〇 、二二〇	、〇九〇 、二二〇	、〇九〇 、二二〇	、〇九〇 、二二〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一六八	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
	、〇五〇			、〇五〇				
八、〇九〇	六、〇六〇	六、六六七	四、八三〇	四、八九七	五、二五〇	六、八五九	五、四八〇	<small>本 福井 甲斐川 學區</small> <small>二、四五〇 三、〇〇〇 四、八〇〇</small>
、五〇〇	、三五〇	、三五〇	、三〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
、五〇〇	、三五〇	、三五〇	、三〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇

上秋津村	秋津川村	上芳養村	中芳養村	下芳養村	瀬戸鉛山村	新庄村	稻成村	西ノ谷村
宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他
、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇	、二〇〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、七、七五〇	、七、八〇〇	、六、五二〇	、八、三四〇	、五、三〇〇	、五、三六八	、五、六二〇	、四、九五〇	、四、七六〇
、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、三〇〇	、八〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、七五〇
、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、八〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、七五〇
田 、〇九九								
					、〇一〇			
								、一〇〇
畑田 、二一〇			畑田 、一八〇				、二〇〇	
、三〇〇								

三川村	富里村	近野村	二川村	栗栖川村	長野村	三柄村	万品村	下秋津村
宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇
、一五〇、一五〇	、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇
	、五〇〇				、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、三〇〇
六、五〇〇	六、〇九九	五、四六〇	六、〇九七	七、三五〇	七、二七五	六、八三〇	七、八〇〇	七、六六八
、三五〇	、四〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、六〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
、三五〇	、四〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、六〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇
							田 、一〇七	
、七〇								
						、一〇		
						畑田、一八〇〇	田、三〇〇	畑田、二〇〇

田並村	有田村	富二橋村	串本町	湖岬村	佐本村	大郡河村	川添村	豊原村
宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇	宅 其他、二〇九〇
一、五〇								一、五〇
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
		〇、五〇	〇、五〇		〇、四〇			
六、六二九	六、五二〇	八、三六二	四、九二〇	五、四〇〇	九、四七〇	七、八〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、二〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇
		全全全	不均 最高、八〇〇 最低、三〇〇					山宅畑田 四三三三
						〇、三〇〇	〇、三〇〇	

北富田村	南富田村	西富田村	東富田村	三舞村	日置村	周參見村	江住村	和深村
宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇	宅 其他、二〇、九〇〇
、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一三〇、一三〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇	、一五〇、一五〇
、〇五〇								
八、六〇〇	七、三三八	七、五〇〇	六、〇〇〇	五、六四三	七、七二八	七、三五〇	五、四六六	七、八〇〇
、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、六〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、四〇〇
、五〇〇	不均 最高、五〇〇 最低、二〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、四〇〇
						〇・一〇		
							採捕魚、二〇〇	

大正二年度東牟婁郡各町村稅率豫算調查表

平均	岩田村 大字岩田	東富田村 大字朝來	鮎川村	市ノ瀬村	岩田村	朝來村	生馬村
宅 其他、 二〇〇、 九〇、 一四、 八九、 八四			宅 其他、 二〇〇、 九〇、 一五〇、 一五〇、 一五〇	宅 其他、 二〇〇、 九〇、 一五〇、 一五〇、 一五〇	宅 其他、 二〇〇、 九〇、 一五〇、 一五〇、 一五〇	宅 其他、 二〇〇、 九〇、 一三〇、 一五〇、 一五〇	宅 其他、 二〇〇、 九〇、 一五〇、 一五〇、 一五〇
、 四七二、 六、 五、 五、 四八六、 三八六	、 二、 一〇	、 二、 一四〇	、 三〇、 三〇、 六、 三〇、 三〇、 五〇〇、 五〇〇	、 五〇、 四、 六、 五〇、 五〇〇、 五〇〇	、 五〇、 八、 六、 五〇、 五〇〇、 五〇〇	、 五〇、 六、 〇、 二、 五〇〇、 五〇〇	、 七、 四、 八、 五〇〇、 五〇〇
			、 五〇、 一〇〇	、 五〇、 一〇〇	不均一 最高、 最低、 五〇〇、 五〇〇	、 五〇〇、 五〇〇	、 五〇〇、 五〇〇
			、 一〇〇	、 五〇			
			畑、 三〇	田、 一、 九〇、 五〇	、 一〇〇	、 一〇〇	畑、 三、 五、 一〇

町村名	地租附加 稅地價割	所得稅割	國稅 營業割	賣藥 營業割	鑛業 附加稅	戶別割	縣稅 營業割	縣稅雜種割	特別稅 山林
新宮町	地租一圓二付 其他 宅 二、〇九〇	本稅一圓二付 全 一、五〇〇	全 一、五〇〇	全 〇、五〇〇	全	六、三〇〇	全 四、二〇〇	全 四、七〇〇	百圓二付
三輪崎町	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇			七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇
字久井村	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇		試掘 〇、七〇〇	九、四三三	五、〇〇〇	四、〇〇〇	
那智村	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇		試掘 〇、三〇〇 鑛產 〇、七〇〇	六、八〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
勝浦町	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇			四、四九〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	
色川村	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇		試掘 〇、七〇〇	六、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、五〇〇
上太田村	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇		試掘 〇、三〇〇	五、六三〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、五〇〇
下太田村	其他 宅 二、〇九〇	一、五〇〇	一、五〇〇			八、六四〇	六、〇〇〇	荷車持鹽 木材川下 其他 〇、五〇〇	二、五〇〇

附

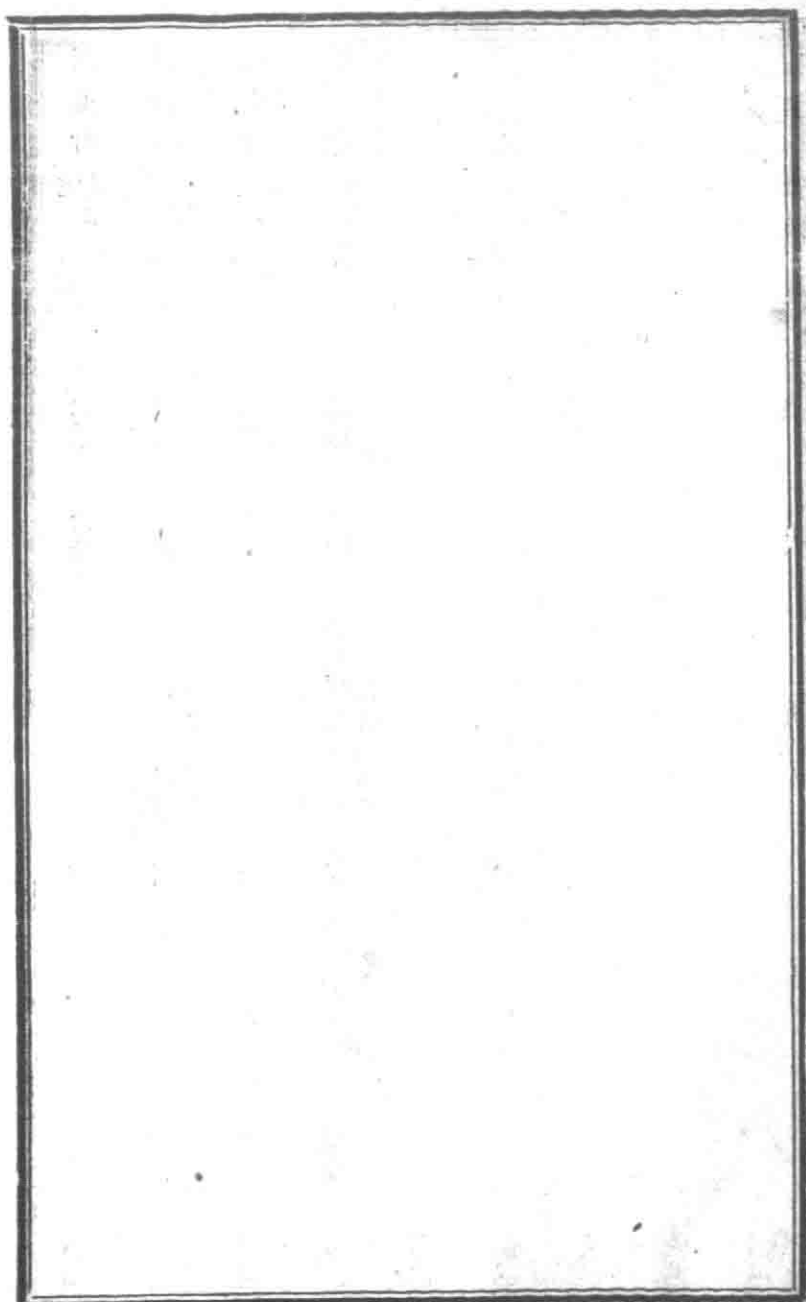
加

稅

小川村	明神村	高池町	大島村	西向村	古座町	田原村	太地村	下里村
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一〇〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇	、一五〇
					、〇五〇			、〇五〇
		試掘 鐵產	試掘 探掘			試掘 探掘 鑛產		
	、〇三〇	、一〇〇	、〇七〇			、〇七〇 、〇七〇 〇〇、一〇〇		
一、七五〇	二、八八〇	一、七〇〇	三、七二〇	五、九六〇	八、一〇〇	八、八四〇	六、八〇五	一六、六八九
、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	、六〇〇
	其他	木材川下	木材川下	其他	木材川下			
、五〇〇	、五〇〇 、〇五〇 、〇五〇	、五〇〇 、〇五〇 、〇五〇	、四〇〇	、五〇〇 、〇五〇 、〇五〇	、五〇〇 、〇五〇 、〇五〇	、五〇〇	、五〇〇	、六〇〇
二、〇〇〇	二、〇〇〇					、〇〇〇		

四 一 村	本 宮 村	敷 屋 村	諸 川 村	小 口 村	三 津 ノ 村	高 田 村	七 川 村	三 尾 川 村
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
二〇、九〇〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇	二〇、〇九〇
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、〇〇
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、〇〇
	〇、五〇		〇、五〇					〇、五〇
試掘				試掘	試掘			
〇〇、〇三〇				〇〇、〇三〇	〇〇、〇三〇			
七、七〇〇	七、五〇〇	九、一〇〇	七、二〇〇	一、〇〇〇	九、九一六	四、二〇〇	三、二九〇	六、一四四
〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、四〇〇	〇〇、六〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇
							其他	木材川下
〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、四〇〇	〇〇、六〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、五〇〇	〇〇、〇八〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、五〇〇		

平均	北山村	九重村	三里村
宅 其他	宅 其他	宅 其他	宅 其他
、〇八九 、二〇七六	、〇六〇 、一四〇〇	、〇九〇 、二〇〇〇	、〇九〇 、二〇〇〇
、一四四	、一〇〇	、一五〇	、一五〇
、一四四	、一〇〇	、一五〇	、一五〇
、〇五〇			、〇五〇
試掘 探掘 鑛產		試掘 探掘 鑛產	
、〇二九五 、〇六八四 、〇九七二		、〇二四 、〇五六 、〇八〇〇	
六、六九一三	三、七三〇	六、〇〇〇	六、九一〇
、四九五五	、一〇〇	、五〇〇	、五〇〇
、四七九	、一〇〇	、三〇〇	、五〇〇
			三、〇〇〇



III

大正二年度海草郡町村吏員數報酬給料豫算調査表

町 村 名	吏 員 名 稱	町 村 長			助 役		收入役給料	書 記	
		報 酬	給 料	人 員	報 酬	給 料		人 員	給 料
加太町			三三〇,〇〇〇	一		二二〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	三	三九六,〇〇〇
西脇野村		一四〇,〇〇〇		一	一三一,〇〇〇		一三一,〇〇〇	三	三九四,〇〇〇
木本村		一四〇,〇〇〇		一		一六八,〇〇〇	一三一,〇〇〇	二	二四〇,〇〇〇
貴志 松江組合		一五〇,〇〇〇		一	一三五,〇〇〇		助役兼掌	六	六八四,〇〇〇
野崎村		一六八,〇〇〇		一	一五五,〇〇〇		一〇八,〇〇〇	二	三三六,〇〇〇
楠見村		一八〇,〇〇〇		一	一六八,〇〇〇		一四〇,〇〇〇	二	二五二,〇〇〇
有功村			一三一,〇〇〇	一		二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一	二二〇,〇〇〇

四箇鄉村	一三二,000		一	一五〇,000		助役兼掌	二	三〇三,000
宮村	一八〇,000		一	一六八,000		一四〇,000	二	三二四,000
鳴神村	二二六,000		一	—	—	村長兼掌	二	三六四,000
西和佐村	一九二,000		一	—	—	一九二,000	一	一五二,000
和佐村	一九〇,000		一	五〇,000		二〇四,000	二	三〇八,000
川永村	一四〇,000		一		一四〇,000	一三一,000	二	二八〇,000
山口村	二二七,000		二	二四〇,000		二二〇,000	一	二四〇,000
紀伊村	一五〇,000		一	一五〇,000		一四〇,000	二	二九〇,000
直川村	一三一,000		一	一三〇,000		一〇一,000	一	一〇一,000

中之島村	一亩、000		一	一亩、000		村長兼掌	三	四六〇、000
岡町村	一八〇、000		一	一五、000		一四、000	三	二五八、000
湊村	二五、000		一		一六八、000	一四、000	三	三六、000
雜賀村		三〇〇、000	一	一五〇、000		一五〇、000	三	五四〇、000
雜賀崎村	一八〇、000		一		一八〇、000	一六八、000	三	四三、000
和歌浦町		四〇〇、000	一	二七〇、000		二三八、000	四	八六四、000
紀三井寺村	三三三、000		一	一八〇、000		一六八、000	四	六三四、000
宮前村		一九二、000	一		一九二、000	一三、000	三	四九二、000
三田村	七、000		一		一五、000	一三、000	一	〇〇〇、〇〇〇

大野村	二二六、〇〇〇		一	一九二、〇〇〇		四八、〇〇〇	二	三〇〇、〇〇〇
内海村	三〇〇、〇〇〇		一	一九二、〇〇〇		一五〇、〇〇〇	二	三六六、〇〇〇
日方町	四三三、〇〇〇		一	三三八、〇〇〇		一九二、〇〇〇	四	八五二、〇〇〇
黒江町	六〇〇、〇〇〇		二	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二八八、〇〇〇	四	七二五、〇〇〇
安原村	一七六、〇〇〇		二	三六八、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一三八、〇〇〇	三	四〇一、〇〇〇
龜川村	二〇四、〇〇〇		一	二四〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	三	五二六、〇〇〇
東山東村	一八〇、〇〇〇		一	一六八、〇〇〇		八四、〇〇〇	二	三〇〇、〇〇〇
西山東村	一五〇、〇〇〇		一	〇〇〇、〇〇		一四〇、〇〇〇	二	二八八、〇〇〇
岡崎村		二四〇、〇〇〇	一		一五八、〇〇〇	一三二、〇〇〇	二	二四〇、〇〇〇

巽 村	一五、〇〇〇		一		一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	二	三二二、〇〇〇
仁 義 村		一六八、〇〇〇	一		一四〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一	八四〇、〇〇〇
加 茂 村	二六、〇〇〇		一		一五、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	三	五四六、〇〇〇
埴 津 村		一九二、〇〇〇	一	五、〇〇〇		六、〇〇〇	二	三二二、〇〇〇
大 崎 村	二四〇、〇〇〇		一	一九二、〇〇〇		三三〇、〇〇〇	二	三三四、〇〇〇
濱 中 村		二四〇、〇〇〇	一	一八〇、〇〇〇		九六、〇〇〇	二	三二二、〇〇〇
椒 田 村	一五、〇〇〇		一		一八〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二	二九四、〇〇〇
平 均	一九五、二八七	二二九、八〇〇		一五二、三四六	一七二、五四〇	一三九、一八九		一五一、六四二

大正二年度那賀郡町村吏員數報酬給料豫算調査表

町村名	町 村 長		助 役		收入役給料	書 記	
	報 酬	給 料	人 員	報 酬		人 員	給 料
油田村	三二〇,〇〇〇		二	一九〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	五	六六六,〇〇〇
長田村	一九四,〇〇〇		一	一四四,〇〇〇	一六八,〇〇〇	二	三三二,〇〇〇
粉河町	三五〇,〇〇〇		一		二八八,〇〇〇	五	八二六,〇〇〇
王子村	一五五,〇〇〇		一	一五〇,〇〇〇	一三一,〇〇〇	一	二二六,〇〇〇
狩宿村	一五五,〇〇〇		一	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一	二二〇,〇〇〇
川原村	二四〇,〇〇〇		一	一四〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一	二二二,〇〇〇
上名手村	一〇〇,〇〇〇		一	一〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一	二二二,〇〇〇

名手村	五〇、〇〇〇			一	七〇、〇〇〇		八四、〇〇〇	一	一五、〇〇〇
麻生津村	二〇四、〇〇〇			一	一八〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	一	二一〇、〇〇〇
龍門村	一六八、〇〇〇			一	一五、〇〇〇		一五、〇〇〇	二	二八八、〇〇〇
安樂川村	二二〇、〇〇〇			一	一八〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	三	三六四、〇〇〇
奥安樂川村	一四四、〇〇〇			一	一三二、〇〇〇		一三二、〇〇〇	一	一〇八、〇〇〇
調月村		一六八、〇〇〇		一		一三二、〇〇〇	一八、〇〇〇	一	六、〇〇〇
東貴志村	一五〇、〇〇〇			一		一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二	二四〇、〇〇〇
西貴志村	一六八、〇〇〇			一	二二八、〇〇〇		一五〇、〇〇〇	二	三二八、〇〇〇
中貴志村	一六八、〇〇〇			一	一四、〇〇〇		一五、〇〇〇	一	一三二、〇〇〇

南野上村	一四〇,〇〇〇		一		一三二,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一	九六,〇〇〇
中野上村	九〇,〇〇〇		一		八〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一	二五,〇〇〇
小倉村		二六,〇〇〇	一		一六八,〇〇〇	一五,〇〇〇	四	四九八,〇〇〇
岩出村	二〇〇,〇〇〇		一		一八〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	三	四〇八,〇〇〇
上岩出村	一五,〇〇〇		一		二六,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三	二七,〇〇〇
根來村		一四,〇〇〇	一		二〇,〇〇〇	一四,〇〇〇	二	二〇四,〇〇〇
山崎村	一五〇,〇〇〇		一	二五,〇〇〇		一五〇,〇〇〇	四	三四八,〇〇〇
田中村	二二〇,〇〇〇		二	一八〇,〇〇〇	一六一,〇〇〇	一七四,〇〇〇	四	五二二,〇〇〇
九柄村	三六,〇〇〇		一	二四,〇〇〇		一八〇,〇〇〇	一	一六八,〇〇〇

志賀野村	1,310,000		1	100,000		1,010,000		
眞國村	1,310,000		1	110,000		1,110,000		
長谷毛原村	2,800,000		1		2,680,000	480,000	2	3,500,000
猿川村	2,260,000		1	180,000		助役兼掌	1	2,260,000
上神野村	1,400,000		1	130,000		1,310,000	1	1,310,000
下神野村	1,560,000		1	130,000		1,110,000	1	1,110,000
小川村	1,560,000		1	180,000		2,260,000	2	2,260,000
北野上村	1,500,000		1	135,000		1,310,000	2	2,240,000
東野上村	1,800,000		1		1,800,000	1,560,000	3	4,160,000

大正二年度伊都郡町村吏員數報酬給料豫算調査表

町村名	町 村 長		助 役		收入役給料	書 記	
	報 酬	給 料	人 員	報 酬		人 員	給 料
細野村	一四、〇〇〇		一	三三〇、〇〇〇	六、〇〇〇		
新淵村	一四、〇〇〇		一	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	一八、〇〇〇
平均	一六九、六九五	一六七、〇〇〇		一四一、六六〇	一四九、六九二		一三〇、四三九
橋本町	一八〇、〇〇〇		一	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二	五四、〇〇〇
笠田村	三三〇、〇〇〇		一	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	四	五四、〇〇〇
大谷村	三三〇、〇〇〇		一		一四、〇〇〇	二	二六、〇〇〇
四鄉村	三三〇、〇〇〇		一		三三〇、〇〇〇	二	一五、〇〇〇

隅田村	一五六,000		一	一三三,000		一三三,000	二	二二六,000
紀見村	一五〇,000		一	一四四,000		一五〇,000	三	四〇一,000
山田村	一六二,000		一	一三八,000		一三九,000	二	二二六,000
岸上村	八四,000		一	七二,000		助役兼掌		
端場村	三〇,000		一		二四,000	二四,000	一	二四,000
應其村	一六八,000		一	二二,000		一六八,000	三	三四一,000
信太村	九六,000		一	九六,000		助役兼掌	二	一九六,000
高野口町	一八〇,000		一	二〇,000		一六八,000	三	四〇八,000
妙寺町	一八〇,000		一	一六八,000		一六八,000	五	五八八,000

花園村	一四〇,〇〇〇		一		三三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇		
高野村			一	一五〇,〇〇〇		三三八,〇〇〇	四	六九六,〇〇〇
天野村	二二一,〇〇〇		一	二二〇,〇〇〇		三三一,〇〇〇	二	一六八,〇〇〇
見好村	三三〇,〇〇〇		二	一七五,〇〇〇	一七五,〇〇〇	一七五,〇〇〇	三	四六八,〇〇〇
九度山村	二四〇,〇〇〇		一	一九一,〇〇〇		一八〇,〇〇〇	三	四三八,〇〇〇
河根村	一八〇,〇〇〇		一	一八〇,〇〇〇		助役兼掌 一八〇,〇〇〇	三	三七一,〇〇〇
學文路村	一八〇,〇〇〇		一		一八〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三	三九六,〇〇〇
戀野村	一五〇,〇〇〇		一	三三〇,〇〇〇		三三〇,〇〇〇	三	二四〇,〇〇〇
富貴村	一六八,〇〇〇		一	一四〇,〇〇〇		一四〇,〇〇〇	一	一三六,〇〇〇

廣 村	二〇〇,〇〇〇		一		一七〇,〇〇〇		一六八,〇〇〇	一	一五五,〇〇〇
南 廣 村	一九二,〇〇〇		一		一六一,〇〇〇		一四〇,〇〇〇	二	二八八,〇〇〇
津 木 村	二〇〇,〇〇〇		一		八,〇〇〇		一六八,〇〇〇	二	二三八,〇〇〇
藤 並 村	一五〇,〇〇〇		一		一九〇,〇〇〇		一六八,〇〇〇	三	四六八,〇〇〇
田 殿 村	二四〇,〇〇〇		一		二二〇,〇〇〇		一六八,〇〇〇	三	三五六,〇〇〇
生 石 村	一九八,〇〇〇		一		一五〇,〇〇〇		一四四,〇〇〇		
御 靈 村	一九〇,〇〇〇		一		一八〇,〇〇〇		一六八,〇〇〇	二	三九〇,〇〇〇
石 垣 村	一五五,〇〇〇		一				一六八,〇〇〇	三	四四四,〇〇〇
烏 屋 城 村	二二〇,〇〇〇		一				一八〇,〇〇〇	四	六六〇,〇〇〇

五西月村	一九二,〇〇〇	一	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	二	二八八,〇〇〇
岩倉村	一四〇,〇〇〇	一	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一	三三〇,〇〇〇
城山村	二四〇,〇〇〇	一	三〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二	三三〇,〇〇〇
五村	一八〇,〇〇〇	一	六〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一六二,〇〇〇	一	一六二,〇〇〇
八幡村	一八〇,〇〇〇	一	一八〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一六四,〇〇〇	四	六二四,〇〇〇
安諦村	一三一,〇〇〇	一	一一〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	八四,〇〇〇	一	八四,〇〇〇
平均	二〇二,二〇〇		一四三,五〇〇	二六四,〇〇〇	一五三,八四九		一五三,八四九

大正二年度日高郡町村吏員數報酬給料豫算調査表

町村名	町 村 長		助 役		收入役給料	書 記	
	報 酬	給 料	人 員	報 酬		人 員	給 料
御坊町			二	二六、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四	六六、〇〇〇
松原村	二四、〇〇〇		一	二六、〇〇〇		一	一五、〇〇〇
和田村	一五、〇〇〇		一	—	一八〇、〇〇〇	一	一五、〇〇〇
三尾村	一五、〇〇〇		一	一六、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二	三六、〇〇〇
比井崎村		二〇〇、〇〇〇	一	一四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	二	二六、〇〇〇
志賀村	一六、〇〇〇		一	一五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一	一五、〇〇〇
白崎村		二五〇、〇〇〇	一	二四、〇〇〇	一三三、〇〇〇	三	四八、〇〇〇

丹生村	一六八、〇〇〇		一	一	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二	二六四、〇〇〇
野口村	一五、〇〇〇		一	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一	三二、〇〇〇
矢田村	一八〇、〇〇〇		一	一	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三	五六〇、〇〇〇
藤田村	一五〇、〇〇〇		一	一四、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	二	三二、〇〇〇
湯川村	二二六、〇〇〇		一	一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	三	二七〇、〇〇〇
東内原村		二〇四、〇〇〇	一	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二	二四〇、〇〇〇
西内原村	四一、〇〇〇		一	一四、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一	一〇一、〇〇〇
由良村	一八〇、〇〇〇		一	八四、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	三	五七一、〇〇〇
衣奈村	一八〇、〇〇〇		一	一六八、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	二	二四〇、〇〇〇

下山路村	一五二、〇〇〇			一八〇、〇〇〇		一三三、〇〇〇	一	一三一、〇〇〇
中山路村	一四四、〇〇〇			一四四、〇〇〇		助役兼掌	二	二二二、〇〇〇
上山路村	一三〇、〇〇〇			一八〇、〇〇〇		助役兼掌	二	二八八、〇〇〇
龍神村		一九〇、〇〇〇				一五六、〇〇〇	二	三九六、〇〇〇
寒川村	一六八、〇〇〇					村長兼掌	三	三三六、〇〇〇
川上村	一四〇、〇〇〇			一五六、〇〇〇		一九二、〇〇〇	二	三六〇、〇〇〇
川中村		一六八、〇〇〇		二二〇、〇〇〇		二二〇、〇〇〇	一	一〇八、〇〇〇
船着村		三〇〇、〇〇〇				一五七、〇〇〇	二	三三四、〇〇〇
早蘇村		一八〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		一三三、〇〇〇	一	二二〇、〇〇〇

清川村	一四、〇〇〇					一三、〇〇〇	村長兼掌	一	一〇八、〇〇〇
高城村		一五、〇〇〇			二二、〇〇〇		一四、〇〇〇	二	二八、〇〇〇
上南部村	一〇〇、〇〇〇						一六八、〇〇〇	三	三五四、〇〇〇
南部町	二七八、〇〇〇						二二〇、〇〇〇	四	六六〇、〇〇〇
岩代村		一五、〇〇〇					一三二、〇〇〇	一	九六、〇〇〇
切目村	二〇〇、〇〇〇						一八〇、〇〇〇	二	三三二、〇〇〇
切目川村	三三八、〇〇〇				一八〇、〇〇〇		一六八、〇〇〇	二	一九二、〇〇〇
眞妻村	二二六、〇〇〇				一七〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	一	二二〇、〇〇〇
稻原村							一八〇、〇〇〇	四	五七六、〇〇〇

大正二年度西牟婁郡町村吏員數報酬給料豫算調査表

町村名	町 村 長		助 役		収入役給料	書 記	
	報 酬	給 料	人 員	報 酬		人 員	給 料
印南町	310,000		1	110,000	140,000	3	310,000
名田村	110,000		1		150,000	3	440,000
塩屋村	40,000		1	18,000	168,000	2	288,000
平 均	181,769	224,666		22,417	221,000		156,848
西ノ谷村		251,000	1	192,000	192,000	1	266,000
湊 村			1		226,000	1	310,000
田邊町	600,000		1		168,000	6	1,041,000

下秋津村	二二六、〇〇〇		一	—	—	一八〇、〇〇〇	一	一五六、〇〇〇
上秋津村	二二〇、〇〇〇		一		二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二	二三八、〇〇〇
秋津川村	二三八、〇〇〇		一	二〇四、〇〇〇		助役兼掌	一	二〇八、〇〇〇
上芳養村	一九二、〇〇〇		一	一六八、〇〇〇		一五五、〇〇〇	一	一四四、〇〇〇
中芳養村	一七五、〇〇〇		一	一七五、〇〇〇		二二〇、〇〇〇		
下芳養村		二四〇、〇〇〇	一	二二六、〇〇〇		二二〇、〇〇〇		
瀬戸鉛山村		二二八、〇〇〇	一	二二〇、〇〇〇		一五五、〇〇〇	一	一五六、〇〇〇
新庄村	一四四、〇〇〇		一	二〇四、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	二	二五五、〇〇〇
稻成村		一八〇、〇〇〇	一	二二〇、〇〇〇		二五五、〇〇〇	一	二二〇、〇〇〇

川添村	一六八、〇〇〇		一	九六、〇〇〇		一六八、〇〇〇		
三川 豊原組合	一五二、〇〇〇		一		一六八、〇〇〇	一五二、〇〇〇	二	二八八、〇〇〇
富里村	一九二、〇〇〇		一	一六八、〇〇〇		一六八、〇〇〇	一	一五八、〇〇〇
近野村	二〇四、〇〇〇		一	一五八、〇〇〇		助役兼掌	一	一六八、〇〇〇
二川村		一九二、〇〇〇	一		一六二、〇〇〇	一六八、〇〇〇	二	二七六、〇〇〇
栗栖川村		三三八、〇〇〇	一	二二、〇〇〇		一四四、〇〇〇	三	四四二、〇〇〇
長野村	一五二、〇〇〇		一	一五〇、〇〇〇		一四四、〇〇〇	一	一六八、〇〇〇
三橋村	二〇四、〇〇〇		一		二〇四、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二	二八八、〇〇〇
万呂村	二三八、〇〇〇		一			一九二、〇〇〇	一	一八〇、〇〇〇

江住村	一四〇,〇〇〇		一		二四〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一	一八〇,〇〇〇
和深村	二二八,〇〇〇		一		二四〇,〇〇〇	一五二,〇〇〇	一	一五六,〇〇〇
田並村	一〇〇,〇〇〇		一		三〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二	三五六,〇〇〇
有田村	一五〇,〇〇〇		一		一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇		
富二橋村	二四〇,〇〇〇		一		一八〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇		
串本村	二五〇,〇〇〇		一		三六〇,〇〇〇	二五二,〇〇〇	四	八二六,〇〇〇
潮岬村	二一〇,〇〇〇		一		三〇〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	二	三三四,〇〇〇
佐本村	二二〇,〇〇〇		一			一四〇,〇〇〇	二	三五六,〇〇〇
大都河村	二〇〇,〇〇〇		一	一〇,〇〇〇		一五〇,〇〇〇	三	三九六,〇〇〇

朝來村	二六、〇〇〇		一	一九二、〇〇〇		一五、〇〇〇	三	四六、〇〇〇
生馬村	三〇、〇〇〇		一		一八〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一	一六八、〇〇〇
北富田村	一四〇、〇〇〇		一	二〇四、〇〇〇		二〇四、〇〇〇	一	一五、〇〇〇
南富田村	二二〇、〇〇〇		一	一八〇、〇〇〇		助役兼掌	二	三三、〇〇〇
西富田村	一五、〇〇〇		一	二〇、〇〇〇		一四、〇〇〇	一	一四、〇〇〇
東富田村	二〇四、〇〇〇		一	—	—	二二〇、〇〇〇	三	四〇、〇〇〇
三舞村	一〇〇、〇〇〇		一		一九一、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二	三四、〇〇〇
日置村		二〇〇、〇〇〇	一		二〇四、〇〇〇	二〇四、〇〇〇	二	二四八、〇〇〇
周參見村		二二〇、〇〇〇	一		二〇四、〇〇〇	一九一、〇〇〇	三	四六、〇〇〇

大正二年度東牟婁郡町村吏員數報酬給料豫算調査表

町村名	町 村		助 役	收入役給料	書 記	
	報 酬	給 料			人 員	給 料
岩田村	二四〇,〇〇〇		一	一四四,〇〇〇	五	八六四,〇〇〇
市ノ瀬村		一七〇,〇〇〇	一	一三一,〇〇〇	二	二七〇,〇〇〇
鮎川村	三三〇,〇〇〇		一	一五〇,〇〇〇	二	一六四,〇〇〇
平 均	一八〇,〇〇〇	二二五,五五五		一三二,二六七		一三二,二六七
				二四四,〇〇〇		一六九,四一〇
						一五四,七五〇
宇久井村	二四〇,〇〇〇		一	一六八,〇〇〇	二	三八四,〇〇〇
三輪崎町	三〇〇,〇〇〇		一	二五九,〇〇〇	六	一,二三四,〇〇〇
新宮町	八〇〇,〇〇〇		二	二六四,〇〇〇	二	二,四四八,〇〇〇
				三四,〇〇〇		

古座町	三六〇,〇〇〇		一	二四〇,〇〇〇		一六八,〇〇〇	三	五六,〇〇〇
田原村	五〇,〇〇〇		一	二〇四,〇〇〇		一五六,〇〇〇	三	四八〇,〇〇〇
太地村	四八〇,〇〇〇		一			二二八,〇〇〇	三	六六〇,〇〇〇
下里村	三〇〇,〇〇〇		一	一一,〇〇〇		二〇四,〇〇〇	四	六四八,〇〇〇
下太田村	二二六,〇〇〇		一	一一,〇〇〇		二二〇,〇〇〇	一	一〇八,〇〇〇
上太田村	一八〇,〇〇〇		一	一五,〇〇〇		一六八,〇〇〇	二	三二四,〇〇〇
色川村	二五〇,〇〇〇		一	二二,〇〇〇		二〇四,〇〇〇	三	五八,〇〇〇
勝浦町	五〇〇,〇〇〇		一	—	—	二〇四,〇〇〇	三	五七,〇〇〇
那智村	六〇,〇〇〇		一	二八八,〇〇〇		二九二,〇〇〇	四	七八,〇〇〇

三津ノ村	一八〇、〇〇〇		一	一七四、〇〇〇		一六八、〇〇〇	
高田村	八〇、〇〇〇		一	二五二、〇〇〇		一九一、〇〇〇	一九二、〇〇〇
七川村	二〇〇、〇〇〇		一	—	—	一八〇、〇〇〇	三 五六四、〇〇〇
三尾川村	三六、〇〇〇		一	二三八、〇〇〇		一三八、〇〇〇	二 二二六、〇〇〇
小川村	三三、〇〇〇		一		二二六、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一 二六四、〇〇〇
明神村	一五〇、〇〇〇		一		一八〇、〇〇〇	一三三、〇〇〇	一 九六、〇〇〇
高池町	四一〇、〇〇〇		一	三三〇、〇〇〇		一九一、〇〇〇	三 四六、〇〇〇
大島村	三六、〇〇〇		一		二四〇、〇〇〇	二二六、〇〇〇	二 三六〇、〇〇〇
西向村	三〇〇、〇〇〇		一	二二、〇〇〇		一六八、〇〇〇	二 四四、〇〇〇

平均	北山村	九重村 玉置口村	三里村	四村	本宮村	敷屋村	請川村	小口村
二四四、五二八	一八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一九一、〇〇〇	二四〇、〇〇〇			四〇、〇〇〇
二二六、〇〇〇						一六八、〇〇〇	二六四、〇〇〇	
	一	一	一	一	一	一	一	一
一三三、八三三	二二〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二二六、〇〇〇	一九一、〇〇〇	一	一	一	一九一、〇〇〇
二四〇、〇〇〇								
一八〇、八六二	一五五、〇〇〇	一六八、〇〇〇	一九一、〇〇〇	二八、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一五五、〇〇〇	一五五、〇〇〇
	一	二	二	一	二	二	二	一
一七七、九九	一三三、〇〇〇	三三六、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	一四四、〇〇〇	二五二、〇〇〇	三三六、〇〇〇	三三六、〇〇〇	一四四、〇〇〇